

Springer Nature 社電子ジャーナル転換契約における APC の割引実施に係る内規

(令和5年11月20日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学（以下「本学」という。）の研究者が、Springer Nature 社が発行する学術雑誌に論文をオープンアクセス（以下「OA」という。）により掲載する場合の APC（Article Processing Charge：論文処理費用をいう。以下同じ。）の割引の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における「研究者」とは、本学に所属し、研究に従事する者のうち、掲載しようとする論文の予算責任者、予算の配分を受けたもの又は予算の配分を受けた者が認めたものとする。

(対象)

第3条 対象となる論文は、Springer Nature 社が指定する転換契約対象ジャーナル（Springer Journals、Academic Journals、Palgrave Macmillan Journals 又は Adis Journals のハイブリッドジャーナルをいう。以下同じ。）へ OA 出版を行うもの、かつ、APC の割引の適用を希望するものとする。

(割引内容等)

第4条 APC の割引率は、Springer Nature 社がジャーナルごとに定める APC 定価（Springer Nature 社の定める APC の原価に対して、当該年の転換契約締結時の為替レート（1年間固定）を掛けて算出した円価に特定課税仕入れに係る消費税相当額を加算した金額をいう。以下同じ。）の70%とする。

2 附属図書館長は、論文の OA 出版を申請した研究者から当該ジャーナルの APC 定価の30%を APC の負担額として徴収する。

(申請)

第5条 研究者は、APC の割引を希望する場合は、Springer Nature 社のシステムを経由して附属図書館長に OA 出版申請を行うものとする。

(承認)

第6条 附属図書館長は、前条の申請が第3条に定める対象論文であることを確認したうえで、Springer Nature 社のシステムを経由して承認を行う。

2 附属図書館長は、前項の承認を Springer Nature 社が定める年間の OA 出版枠の上限の

範囲内において行うことができる。

(情報の管理)

第7条 附属図書館長は、当該論文、研究者の個人データ等の知り得た一切の情報について、秘密を守り、他にこれを漏えいすることなく適切に管理しなければならない。

(事務)

第8条 APCの割引に係る事務は、当該研究者が所属する部局の事務を処理する事務部と連携して、附属図書館において処理する。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、APCの割引に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年1月1日から施行する。